

静岡県告示第695号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年11月6日

静岡県知事 鈴木康友

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N, N-ジエチル-2- {2- [(4-フルオロフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類 (通称名 Flunitazene、Fluonitazene)	令和6年11月7日
N, N-ジエチル-2- {2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類 (通称名 Metodesnitazene、Metazene)	令和6年11月7日
1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -4-メチル-2- (ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類 (通称名 MD-PiHP、MD-PHiP)	令和6年11月7日
N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-プロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類 (通称名 ADB-5' Br-PINACA)	令和6年11月7日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。